

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年4月14日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和2年度農林環境専門職大学広報業務委託

(2) 業務目的

静岡県では、農林業経営に革新を起こす人材の養成を目指し、令和2年4月に「静岡県立農林環境専門職大学」を開学した。

本業務は、この「静岡県立農林環境専門職大学」の学生確保に向けて、大学紹介動画や大学案内、ポスターの作成、テレビCMなどによる広報を効果的に実施することを目的とする。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月19日（水）まで

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、25,260,000円（取引にかかる消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

2 参加表明書及び企画提案書等を提出するために必要な要件

- (1) 静岡県内に本社または営業所等の業務拠点を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第15号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 静岡県立農林環境専門職大学等で行うプレゼンテーション、打合せや撮影等への出席が円滑にできること。
- (6) 過去5年以内に、大学案内の制作及びCM制作の全ての業務の履行実績を有する者であること。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用している者

3 企画提案募集要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和2年4月14日(火)から令和2年4月21日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)

(2) 配布場所

〒438-8577 静岡県磐田市富丘678-1
静岡県立農林環境専門職大学 学生課
電話番号 0538-31-7905

(3) 配布方法

上記(2)に掲げる機関で配布するほかに、静岡県立農林環境専門職大学ホームページに掲載する。
静岡県立農林環境専門職大学ホームページ
<URL <https://shizuoka-norin-u.ac.jp>>

4 企画提案参加希望者説明会の開催

(1) 開催日時

令和2年4月17日(金) 午後3時から午後4時まで

(2) 開催場所

静岡県立農林環境専門職大学(磐田市)

(3) その他

ア 会場の都合上、参加者は各社2人までとする。なお、参加者は電話及びメールアドレスの記載がある名詞を持参すること。

イ 説明会終了後に質問がある場合は、4月20日(月)午前8時までに電子メールで送信すること。回答は説明会に参加した全ての者に電子メールで伝達する。

5 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

(1) 提出期間

令和2年4月17日(金)から令和2年4月21日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)

(2) 提出先

上記3(2)に同じとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。(令和2年4月21日(火)午後5時までに必着)郵送の場合は、封筒等の表面に必ず「農林環境専門職大学広報業務委託プロポーザル参加表明書」と、朱書きにより明記すること。

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和2年4月14日(火)から令和2年5月13日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)

(2) 提出先

上記3(2)に同じとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。(令和2年5月13日(水)午後5時までに必着)郵送の場合は、封筒等の表面に必ず「農林環境専門職大学広報業務委託プロポーザル提出書類」と、朱書きにより明記すること。

7 審査対象者の選定

- (1) 企画提案書等を提出した者が5者を超えた場合は、企画提案書等の一部を評価し、審査対象者として評価点の高い者から5者選定することがある。ただし、合計点が5番目に高い者が複数存在した場合は、見積額の低い者を優先して選定する。

審査対象者に選定された者に対しては、選定された旨を電子メールにより、令和2年5月15日(金)午後5時までに通知する。あわせて、選定通知書を郵送する。

- (2) 選定されなかった者(以下、「非選定者」と言う。)に対しては、選定されなかった旨とその理由を電子メールにより、令和2年5月15日(金)午後5時までに通知する。あわせて、非選定通知書を郵送する。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

審査対象者に選定された者に対しては、企画提案書等の提案内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する(実施予定日:令和2年5月19日(火))。

9 契約予定者の特定

- (1) 企画提案書等を評価し、最も評価点の高い企画提案書等を提出したものを契約予定者として特定する。ただし、評価点が最も高い者が複数存在した場合は、見積額の最も低い者を、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより特定する。

契約予定者に特定された者に対しては、特定された旨を電子メールにより、令和2年5月20日(水)までに通知する。あわせて、特定通知書を郵送する。

- (2) 特定されなかった者(以下、「非特定者」と言う。)に対しては、特定されなかった旨とその理由を電子メールにより、令和2年5月20日(水)までに通知する。あわせて、非特定通知書を郵送する。

10 その他

- (1) 本公告の詳細は、令和2年度農林環境専門職大学広報業務委託公募型企画提案募集要領による。
- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、〒438-8577 静岡県磐田市富丘678-1 静岡県立農林環境専門職大学 学生課(電話番号 0538-31-7905)とする。